

## 札幌市乗合バス路線維持補助金事務取扱要領

(平成21年11月24日市民まちづくり局理事決裁)

最近改正 令和6年1月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市乗合バス路線維持補助金交付要綱（平成21年11月24日市長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

札幌市乗合バス路線維持対策要綱（平成21年11月24日市長決裁）第2条に定める乗合バス事業者をいう。

(2) 事業報告書、運行系統別輸送実績報告書及び要素別原価報告書

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について」（平成14年3月29日国自旅第206号国土交通省自動車交通局長通達）により、乗合バス事業者が国に提出することを義務付けられている、事業報告書、運行系統別輸送実績報告書及び要素別原価報告書をいう。

(3) 実車走行キロ

乗合バス事業者が、補助対象期間において、乗客の輸送のためにバス路線を営業運行した系統ごとの総距離をいう。

(4) キロ程

系統の経路の総延長距離をいう。

(系統の経路変更等の取扱い)

第3条 乗合バス事業者が系統の経路の変更、延長、短縮等を行ったときは、経路及び運行目的等が経路変更等の前と同一性を損ねていない限りにおいて、当該経路変更等の後の系統は経路変更等の前の系統と同一の系統とみなす。

(乗合バス事業者キロ当たり経常費用)

第4条 要綱第3条第7号に規定する「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」は、次式により算出する。

$$\frac{\text{補助対象期間の乗合バス事業に係る経常費用の総額}}{\text{補助対象期間の乗合バス事業に係る実車走行キロの総計}}$$

(経常収益及び経常費用)

第5条 要綱第3条第8号に定める「経常収益」及び同条第9号に定める「経常費用」は、別表1に定めるところにより算出する。

(移行系統以外の系統に係る直前3カ年度の収支)

第6条 要綱第4条第3号に規定する「経常費用」のうち補助対象期間の直前3カ年度に係るものは、各運行期間における地域キロ当たり標準経常費用と当該期間における乗合バス事業者キロ当たり経常費用のうち、いずれか少ない方の額に当該期間における各系統の実車走行キロを乗じて得た額をいう。

(運行回数)

第7条 要綱第4条第5号に規定する「運行回数」は、各系統の平日1日における運行頻度を、1往復を1回として換算した数値とする。ただし、補助対象期間内に運行回数の変更があった場合は、次式により算出した数値とする。

$$\frac{\text{平日運行回数(変更前)} \times \text{平日運行日数(変更前)} + \text{平日運行回数(変更後)} \times \text{平日運行日数(変更後)}}{\text{平日運行日数(変更前)} + \text{平日運行日数(変更後)}}$$

(補助金の額の算定)

第8条 要綱第5条に規定する「補助金の額」は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号の定めるところによる。

(1) 系統の運行回数が30回を超える場合

次式により算出する。

$$(\text{経常費用} - \text{経常収益}) \times 30 / \text{運行回数}$$

(2) 系統が分割されている場合

分割された各系統の経常費用の合計額から経常収益の合計額を控除して算出する。

(補助対象事業に関する計画書等に係る提出書類)

第9条 要綱第6条第1項に規定する「補助対象事業に関する計画書その他市長が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業計画書（第1号様式）

(2) 申請者の現況が分かる書類

ア 法人の概要書、定款又は寄付行為の原本の写し及び法人登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書）

イ 補助対象期間の直前3カ年度分の事業報告書、運行系統別輸送実績報告書及び要素別原価報告書（以下「営業報告書」という。）の原本の写し（過年度に提出済みのものを除く）

(3) その他まちづくり政策局都市計画担当局長が必要と認める書類

2 要綱第6条第2項に規定する「補助対象系統評価調書」（第2号様式）は、別表2に定めるところにより作成する。

(補助金の交付申請に係る提出書類)

第10条 要綱第10条に規定する「補助金交付申請書」及び「補助対象事業の実績等に係る書類その他市長が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請書（第3号様式）

(2) 補助金交付申請内訳書（第3号様式付表1）

(3) 系統別運行実績書（第3号様式付表2）

(4) 収益及び費用に係る実績書（第3号様式付表3）

(5) 補助対象期間に係る営業報告書の原本の写し

(6) その他まちづくり政策局都市計画担当局長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第11条 要綱第11条第2項に規定する通知は、補助金交付決定兼補助額確定通知書（第4号様式）により行う。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年11月24日から施行する。

(遡及適用)

2 この要領は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における補助対象事業についても、遡及して適用する。

(旧要領の廃止)

3 札幌市乗合バス路線維持対策補助金交付要綱実施要領（平成19年4月2日市民まちづくり局長決裁）は、この要領の施行をもって廃止する。

(路線維持に係る特例措置に係る補助申請)

4 要綱附則7による補助申請において、移行系統以外の系統の経常費用は、別表1に定める移行系統の方法により算出することとし、第8条第1号及び第10条の規定を適用しない。

附 則（平成24年4月5日一部改正）

この要領は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成25年5月17日一部改正）

この要領は、平成25年5月17日から施行する。

附 則（平成28年3月29日一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日一部改正）

この要領は、令和3年7月30日から施行する。

附 則（令和3年11月4日一部改正）

この要領は、令和3年11月4日から施行する。

附 則（令和４年７月１日一部改正）

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和６年１月２９日一部改正）

この要領は、令和６年１月２９日から施行する。

（別表及び様式省略）